

第 1 章

計画改定の基本的事項

第 1 節 計画改定の趣旨

第 2 節 計画の位置づけ

第 3 節 計画の目標等

第1節 計画改定の趣旨

1 はじめに

我が国では、昭和 30 年代の高度経済成長の中で、工業地域や大都市においては特定の工場等による大気汚染、水質汚濁などの産業公害が大きな社会問題となり、国における種々の法規制や企業による技術革新により、この問題の克服を図ってきました。

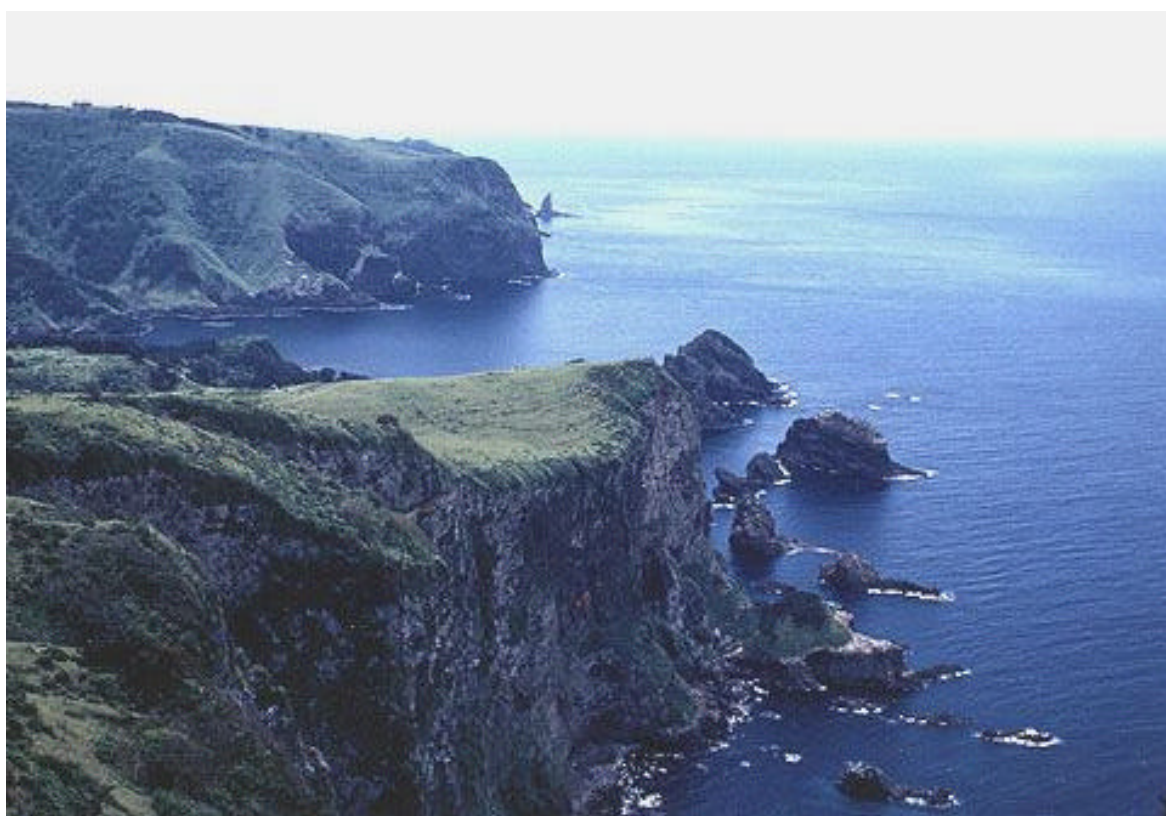
近年においては、社会経済活動の拡大やライフスタイルの変化等に伴い、大量生産、大量消費、大量廃棄という私たちの日常生活や通常の事業活動による環境への負荷が大きくなっており、過去の環境問題とは発生要因が変化してきています。このことは本県においても例外ではありません。

また、地球環境という空間的広がりや将来の世代に影響を及ぼすという時間的な広がりや併せ持つ地球温暖化やオゾン層の破壊など、地球規模の環境問題も生じてきています。

一方では、人と自然とのふれあいや潤いと安らぎのある快適な生活空間への期待など、環境に対するニーズは複雑化・多様化してきています。

国においては、平成 6 年に「環境基本法」を制定、並びに「環境基本計画」を策定して、環境保全の施策が展開されています。

本県においては、このような環境問題に対処し、県民の健康で文化的な生活を確保していくために、環境保全のための基本理念と県、市町村、事業者、県民の責務などを明らかにした「島根県環境基本条例」を平成 9 年に制定し、また、県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的計画として、平成 11 年 2 月に「島根県環境基本計画」(以下、「旧計画」という。)を策定し、施策の展開を図っているところです。



2 環境をめぐる動き

(1) 国内の動き

平成 11 年 2 月の旧計画策定以降の国内の動きを見ると、循環型社会の構築を目指して平成 12 年に「循環型社会形成推進基本法」が制定されるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」が改正され、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(容器包装リサイクル法)」等の個別リサイクル関連法が制定されました。

また、国の基本計画も平成 6 年に策定されて以降、環境を取り巻く状況の変化に対応し、逐次見直しが行われ、平成 18 年には「環境・経済・社会の統合的向上」など新たな施策展開の方向を示した第三次計画が策定されます。

自然環境に関しては、損なわれた生態系や自然環境を取り戻すための「自然再生推進法」、外来生物による日本古来の動植物の生態系や私たちの生活への悪影響を排除するための「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(外来生物法)」も制定されました。

地球温暖化対策に関しては、平成 13 年にオゾン層を破壊し健康被害にもつながるとともに地球温暖化に影響を及ぼすフロン類の大気中への排出を抑制するために「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保に関する法律(フロン回収破壊法)」が制定されました。そして、平成 14 年には「地球温暖化対策の推進に関する法律(地球温暖化対策推進法)」を改正し、先進国の温室効果ガスの削減を法的拘束力を持つものとして約束する「京都議定書」を締結しました。この京都議定書が平成 17 年 2 月に発効したことを受けて対策の強化を図るため、同年に地球温暖化対策推進法が改正されました。

環境問題を解決し持続可能な社会をつくるためには、行政のみならず国民、事業者、民間団体が積極的に取り組むことが必要であることから、環境教育を推進し国民一人ひとりの環境保全に対する意欲を高めることを目的として「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境保全活動・環境教育推進法)」が平成 15 年に制定されました。

環境汚染だけではなく私たちの健康にも影響を及ぼすことが懸念されているダイオキシン類などの内分泌攪乱化学物質の排出規制のため平成 11 年に「ダイオキシン類対策特別措置法」が、また、有害な化学物質の移動量や排出量を把握することにより事業者による自主管理の推進を目的とした「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(P R T R 法)」が制定されました。また、平成 14 年には土壤汚染による健康被害の防止のため「土壤汚染対策法」も制定されました。

また、平成 17 年 6 月の大手機械メーカーの発表を機に、アスベストによる健康被害が次々と明らかになり大きな社会問題となりました。このため、平成 18 年 2 月には健康被害の救済を目的とした「石綿による健康被害の救済に関する法律」の制定、並びに今後の被害の防止を目的とした「建築基準法」、「大気汚染防止法」等の関係法令の改正が行われました。

(2) 県内の動き

県では、開発事業による環境への影響を回避・低減することを目的とした環境影響評価制度を充実するため、平成 11 年に「島根県環境影響評価条例」を制定しました。

また、旧計画の基本目標の実現のため関係個別計画を策定、改定し施策を実施するとともに、事業者や県民の環境保全活動を支援するために、平成 13 年に(財)島根ふれあい環境財団 2 1 を設立しました。

そして、平成 17 年度に導入した「産業廃棄物減量税」及び「水と緑の森づくり税」を活用し、施策の充実を図っています。

なお、県では、平成 16 年に『自立的に発展できる快適で活力のある島根』を基本目標に掲げた「島根県総合計画」を県政推進の基本指針として策定し、「自立と協働」「行財政改革と行政の迅速化」「市町村との連携の推進」を基本姿勢とし、本県の独自性・魅力を高める取組を推進することとしています。

また、景気低迷による県税や地方交付税の減少等による危機的な県財政状況を克服するために「中期財政改革基本方針」を策定し、施策の優先度を明らかにした上でその優先度に応じた行政資源を配分することとしました。

市町村は地域住民に最も身近な基礎自治体として、多様化した住民ニーズに対応し、きめ細やかな行政サービスを実践する役割が求められますが、本県においても市町村合併が進み、平成 17 年 10 月 1 日には 21 市町村となりました。これにより市町村は地域の特性を活かし、また、県との新たな関係を構築し、地域の実情に応じた環境行政を展開する必要があります。

「産業廃棄物減量税」

島根県では産業廃棄物の減量や適正な処理を促進するため、平成 17 年 4 月 1 日から「産業廃棄物減量税」を施行しています。

税金を負担する人

県内の最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者です。

税収の使途

得られた税収は産業廃棄物の「発生抑制（リデュース）」「再利用（リユース）」「再生利用（リサイクル）」を促進し、最終処分する産業廃棄物を削減するために次のような使途に使用します。

- ・再資源化の促進関係
- ・環境教育・イベント関係
- ・処分場関係

「水と緑の森づくり税」

水資源のかん養、県土保全等すべての県民が等しく享受している安全で安心な生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して水と緑の森づくりに取り組むことを目指します。

平成 17 年 4 月 1 日から実施しています。5 年後に森林環境を取り巻く状況等を踏まえ、制度のあり方について見直しを検討することとしています。

税金を負担する人と負担額

個人の場合：毎年 1 月 1 日現在県内に住所、屋敷等がある個人。

負担額は年額 500 円。

法人の場合：県内に事務所や事業所、寮、宿泊所などがある法人等。

負担額は均等割額の 5%相当額（資本金等により異なります）。

税収の使途

県民や県から事業のアイデアや提案を受け、「水と緑の森づくり会議」との意見交換を行い、実施事業を決定します。実施事業の柱は次のとおりです。

- ・県民参加の森づくり
- ・緑豊かな森の再生
- ・森の恵みの身近な活用

3 旧計画の進捗状況と課題

(1) 進捗状況

旧計画においては、4つの基本目標のもとに17の施策区分を設け、約100の事業を実施するとともに、特に重要と考えられる施策等については、7つの重点プロジェクトを設け63項目の目標を設定し重点的に取り組んできました。

また、旧計画の進行管理については、上記重点プロジェクトの数値目標等の達成状況だけではなく、「環境指標」を設定し、これらの推移も確認しながら施策の進捗状況を把握することとしていました。

重点プロジェクトの進捗状況について

ア) 目標年度を平成16年度以前に設定しているもの(26項目)

(資料編 P29～30 参照)

目標を達成できなかった項目は、私たちの日常生活や事業活動の見直しが必要となるゴミの排出量やエネルギー使用量に関するもの、あるいは関係する県民、事業者等の理解と協力を必要とするもの等の4項目です。

県民や事業者等への効果的な普及啓発や情報提供が不足していたこと、並びに連携した取組が展開できなかったことなどがその要因として考えられます。

イ) 目標年度を平成17年度以降に設定しているもの(37項目)

(資料編 P31～32 参照)

数値目標を掲げている項目のうち、平成16年度末の進捗状況から目標が達成できない見込みの高い項目は、財政事情からの事業費縮減や県内の経済事情等から困難なもの、並びに県民、事業者等への普及啓発が必要なもの等の8項目であると考えられます。

環境指標の推移について (資料編 P33～34 参照)

基準値(旧計画策定時における数値)と最新の数値とを比較すると、指標が悪化している、又は改善されていない、あるいは環境に悪影響を及ぼしていると考えられる項目の要因は、以前の産業公害とは異なり、その大部分が私たちの日常生活や事業活動によるものであると考えられます。

(2) 課題

計画の改定に当たり、平成 16 年度末における重点プロジェクトの数値目標の達成状況並びに環境指標の推移から、施策の強化が特に必要と考えられる課題は次のとおりです。

ア) 湖沼(宍道湖、中海、神西湖)の水質改善

本県の自然環境の象徴ともいえる湖沼(宍道湖、中海、神西湖)の水質については、重点プロジェクトに掲げていた水質汚濁に係る生活系負荷の削減目標は達成できているものの、環境基準は達成できていない状況にあります。

宍道湖、中海及び神西湖については、平成 17 年 3 月にそれぞれ水質改善対策に関する新たな計画や指針を策定していますので、これらの着実な実施による総合的な水質保全に取り組む必要があります。

なお、宍道湖・中海は平成 17 年 11 月にラムサール条約湿地に登録されました。

これを契機に、宍道湖・中海周辺地域をはじめとする古代から受け継がれてきた豊かな環境を将来へ引き継ぐため、県民、事業者、行政が一体となり自然環境を保全するとともに、「賢明な利用」の実現に向けた取組を進める必要があります。

イ) 循環型社会の構築

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムから脱却し、環境への負荷の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」を構築するため、旧計画においては、ごみ排出量やごみの資源化率等の数値目標を設定し、また、平成 14 年 3 月に「しまね循環型社会推進計画」を策定し施策を展開してきましたが、1 人 1 日当たりのごみ排出量は目標を大きく上回っています。

そこで、平成 17 年 4 月に導入した「産業廃棄物減量税」を活用した施策を展開するとともに、平成 18 年 3 月に改定した同計画に基づく施策を推進することが必要です。

ウ) 地球温暖化防止活動の強化

地球温暖化問題は、国境を越えた問題であるとともに世代を超えた問題です。

県においても旧計画の重点プロジェクトに二酸化炭素排出量の削減目標等を掲げ、また平成 12 年 3 月に「島根県地球温暖化対策推進計画」を策定し、施策を展開してきましたが、平成 14 年(2002 年)度における二酸化炭素排出量は、京都議定書の基準年である平成 2 年(1990 年)度に比べ約 13%も増加しています。

そこで、平成 17 年 3 月に同計画を改定し、新たな目標や重点施策を設定しました。

その重点施策の一つである「脱温暖化社会」に向けた仕組みづくりとして、平成 17 年 11 月に設立した県民、事業者、行政からなる「島根県地球温暖化対策協議会」による、同計画の確実な推進と進行管理が重要です。

エ) 計画の推進体制と進行管理体制の確立

県では、旧計画の推進と進行管理を行うための組織を庁内に設置しましたが、横断的な事業の検討調整を行うまでには至りませんでした。

また、計画を推進するために設置した、県民、事業者、行政の各主体が参加する組織や地域ごとに地域特性を活かした環境保全活動を行うための組織が、様々な事情により有効に機能していない状況にあります。

さらに、これらの組織と県との連携も十分であったとはいえず、本来果たすべき情報交換や施策提言を行うまでには至りませんでした。

県民一人ひとりの意識改革と実践活動がなければ、計画のテーマの実現はありえません。

県民、事業者、行政の各主体がそれぞれの役割を認識し、有機的に連携して、自主的、積極的かつ効果的に実践活動が展開できる仕組みと、その活動を評価しさらに推進する進行管理体制を確立する必要があります。

4 改定の基本的な視点

旧計画策定後7年が経過し、上述のように環境行政を取り巻く状況は大きく変化しており、そうした状況の変化に対応することはもとより、次のような基本的な視点から見直すこととします。

< 改定の基本的な視点 >

島根県総合計画に基づく新たな環境保全施策や行政運営方針の反映

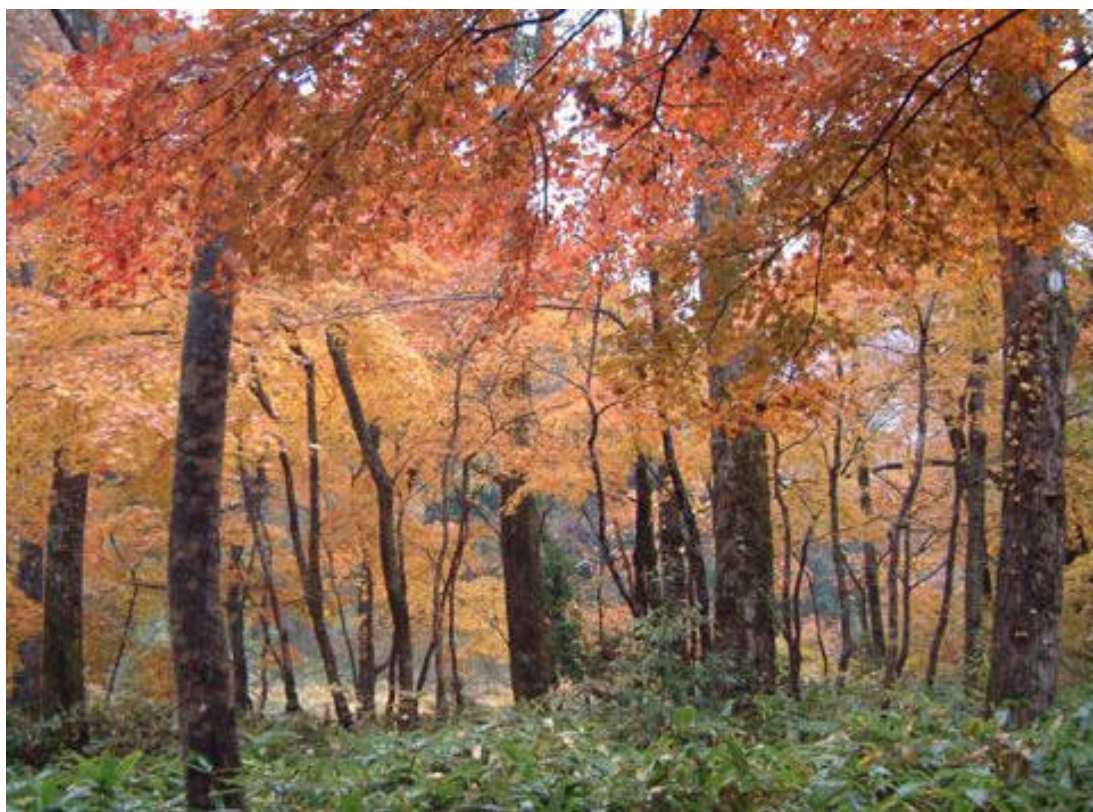
本県の環境特性や県民ニーズ等の変化の反映

環境と経済の好循環の実現

県民の参加・協働の推進

また、旧計画の進捗状況や課題、環境指標の推移(資料編 P33～34 参照)、並びに旧計画策定以降に策定又は改定された個別計画(島根県地球温暖化対策推進計画、しまね循環型社会推進計画等)を踏まえ、効率性・実効性の確保に配慮した計画に改定します。

なお、旧計画のテーマ(計画の推進に当たり県、市町村、事業者、県民が一体となって取り組むための共通コンセプト)及び基本目標は継承することとします。



第2節 計画の位置づけ

1 計画の役割

環境基本計画は、島根県環境基本条例第10条に基づく環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、以下の役割を担うものです。

この計画は、環境の保全に関する既存の計画や指針等に対する上位計画として基本的方向を示すものであり、環境面からの配慮は、あらゆる計画や事業に不可欠な要素であることから、環境に影響を及ぼす可能性のある各種計画の策定や施策の実施に対して、環境面からの配慮を図る上での指針としての役割を担うものです。

この計画は、環境の保全に関する長期的な基本目標を掲げ、これを実現するための施策の全体像を明らかにすることにより、県民の環境の保全に対する共通認識を醸成する役割を担うものです。

この計画は、環境の保全に関する諸施策を体系化することにより、全体としての有機的連携を促し、環境行政の総合的・計画的な施策の推進を誘導する役割を担うものです。

この計画は、県の環境施策はもとより、県民、事業者、市町村が担うべき役割や取組を示すとともに、各主体の環境保全活動への参加を促進する役割を担うものです。

2 計画の期間

平成18年(2006年)度から平成22年(2010年)度までとします。

3 計画の対象とする環境

環境の範囲は、「環境」そのものがそもそも包括的概念であり、社会的ニーズや人々の意識変化によって変遷していくものですが、この計画においては、対象とする環境の範囲を、島根県環境基本条例第2条(定義)及び第9条(施策の策定等に係る指針)等を踏まえ、次のとおりとします。

大気、水、騒音・振動、廃棄物などの生活環境

生物、森林、水辺地などの自然環境

地球的規模での気候変動や大気の組成などの地球環境

自然とのふれあいや景観の形成などの快適な環境

第3節 計画の目標等

1 計画のテーマ

旧計画のテーマは、平成9年に制定した島根県環境基本条例の前文にあるように、環境保全に取り組む県の基本的方向や決意を表したものであり、改定計画においても継承します。

豊かな環境を守り、はぐくみ 持続的に発展する島根をめざして

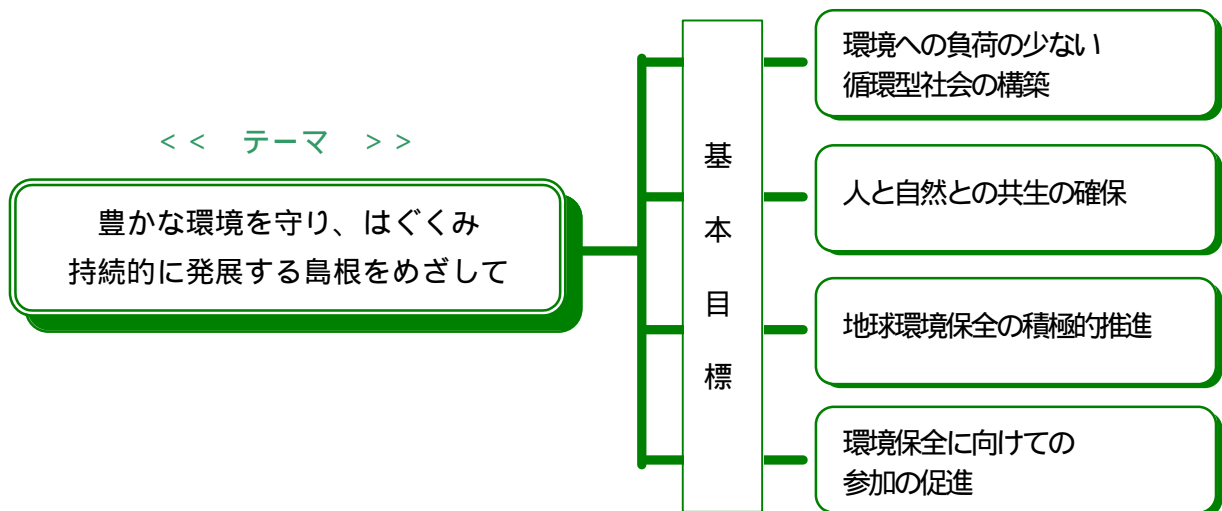
私たちは、緑豊かな山々からもたらされる清らかな水や心地よい大気に包まれ、人と自然が織りなす豊かな環境の恵みを受けて、今日のふるさと島根を築いてきました。

これらのかげがえのない豊かな環境を、将来にわたって県民が享受できるように守り、はぐくんでいくことが必要です。

そのため、環境への負荷の少ない社会構造への転換を図り、将来にわたって人と自然が共生できるよう、また地球環境をも視野に入れた、持続可能な発展を目指します。

2 計画の基本目標

旧計画の基本目標も島根県環境基本条例第3条でうたわれている基本理念を表したものであり、改定計画においても継承します。



環境への負荷の少ない循環型社会の構築

私たちを取り巻く環境は、大気、水、土壌、生物などの間を物質が循環し、生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っています。

私たちは、これまで自然の物質循環の中から多くの資源を採取・利用して日常生活や事業活動を営み、不要となった様々な物質を廃棄物や排水などの形で自然の物質循環の中へ排出し、環境へ負荷を与えながら、社会経済活動を行ってきました。

しかしながら、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型経済社会システムがもたらす環境への負荷は、自然のもつ再生・浄化能力を超えるまでに増大しつつあり、身近な大気、水、土壌などの環境を構成する要素の健全性が損なわれるだけではなく、地球環境までも脅かす事態に至っています。

私たちは、健全で、真に豊かな環境を確保し、より良い姿で将来の世代へ引き継いでいく責務があります。

そのためには、自然の物質循環に配慮し、一つひとつの活動から排出される環境への負荷をできる限り低減することや、廃棄物を資源として再利用するなど循環型の社会へ変革していくことにより、社会経済活動における環境への負荷が自然の再生・浄化能力の範囲内となるよう、すべての日常生活や事業活動の中で取り組んでいく必要があります。

このため、基本目標の一つとして、「環境への負荷の少ない循環型社会の構築」を掲げます。

人と自然との共生の確保

私たちを取り巻く自然は、極めて多くの生物とこれを支える大気、水、土壌、海などから構成される生態系の中で成り立っており、私たちも、この自然の中で、生物と相互に良好な関係を保ち、共に生きることが必要です。

本県には、水と緑に包まれた豊かで多様な自然があり、この自然から多くの恵みを楽しむとともに、より良い姿で、将来の世代へ引き継いでいかなければなりません。

また、平成 17 年 11 月に宍道湖・中海がラムサール条約に登録されたことを契機とし、県内各地域においても多様な生態系の健全性を維持するとともに、日常生活、事業活動、余暇活動等の様々な場で、自然との豊かなふれあいを保ちながら、県民、事業者、行政の連携と協働による賢明な利用を実現する必要があります。

また、過疎化、高齢化などに対処しながら、自然環境と調和した農林漁業を推進し、森林、農地等の有する環境保全機能を維持・回復するとともに、親しみのある水辺空間や緑を創出し、良好な景観を創造するなど、潤いと安らぎのある快適な生活空間の形成を図ることが必要です。

このため、「人と自然との共生の確保」を二つ目の基本目標として掲げます。

地球環境保全の積極的推進

地球の温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊などの地球環境問題は、その影響が国境を越えて地球規模に広がるとともに、将来世代にも及ぶことが懸念されており、私たち人類が将来にわたって持続的に発展していくために、力を合わせて解決していかなければならない緊急かつ重要な課題です。

しかも、これらの主な原因は、私たち一人ひとりの日常生活や事業活動と密接に関わっており、今日の大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済システムを続けていけば、私たちの将来の世代に、私たちが享受してきた豊かさを引き継ぐどころか、人類の生存基盤そのものを残すことさえ危惧されます。

こうした地球環境問題を克服するためには、私たち一人ひとりが地球市民としての認識を持ち、自らのライフスタイルや社会経済活動を根本から見直し、地球環境へ与えている負荷の低減に積極的に取り組むことが必要です。

また、地球環境を守るためには世界の国々と協力して取り組むことが重要であり、本県の環境保全に関する技術、情報、経験などを生かした国際交流・協力により、地球環境保全への取組を推進する必要があります。

このため、「地球環境保全の積極的推進」を三つ目の基本目標として掲げます。

環境保全に向けての参加の促進

今日の環境問題は、身近な生活型公害から地球環境問題まで、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境への負荷の積み重ねによって生じているといえます。県民一人ひとりが、その活動と環境との深い関わりを理解し、ライフスタイルや事業活動を環境に配慮したものに変わっていくことが求められています。そして地域においても各主体が連携してより良い環境、より良い地域を創っていくとする意識・能力（地域環境力）の高まりが求められます。

「循環」、「共生」、「地球環境保全」という基本目標を実現するためには、行政や特定の人、企業のみならず、すべての人々が日常生活、社会経済活動、余暇活動のすべてに環境への配慮を組み込み、責任ある行動をとることが必要です。

現在及び将来の県民が豊かな環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持できるよう、県、市町村、事業者、県民の各主体が公平な役割分担のもと、協働により環境保全活動を実践することが重要です。

このため、「環境保全に向けての参加の促進」を、「循環」、「共生」、「地球環境保全」を実現するための基本目標として掲げます。

3 計画の構成

この計画では、第1章で計画改定の背景や改定の視点など基本的事項、並びに計画のテーマと基本目標を示し、第2章で目標を実現するための施策展開を明らかにしています。第3章は、その中で特に重点的に取り組むべきプロジェクトを掲げ、第4章で計画の推進体制や進行管理等について明らかにすることにより、この計画の実効ある推進を期することとしています。

<テーマ>

豊かな環境を守り、はぐくみ
持続的に発展する島根をめざして

<基本目標>

環境への負荷の少ない
循環型社会の構築

人と自然との
共生の確保

地球環境保全の
積極的推進

環境保全に向けての
参加の促進

<施策の推進>

基本目標を実現するための施策
(施策目標、施策展開、施策内容)

<重点プロジェクト>

きよらかな水環境保全プロジェクト
安全・安心確保に向けた化学物質の管理推進プロジェクト
環境への負荷の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」
推進プロジェクト
循環型社会を構築する環境関連産業振興プロジェクト
自然と共生する島根ふれあい四季空間創造プロジェクト
恵み豊かな森林・農地の保全と活用プロジェクト
『地球を守る』しまね地球温暖化防止プロジェクト
みんなで取り組む島根の環境づくり推進プロジェクト

<計画の推進>

推進体制、進行管理、財政上の措置、計画の見直し

4 各主体の役割

基本目標を実現するためには、すべての主体が環境保全活動に参加して環境に配慮した行動に取り組む必要があります。

そこで、基本目標の実現に向けて、県、市町村、事業者、県民のそれぞれが担うべき役割について明らかにします。

県の役割

県は、基本目標の実現に向けた各種行政施策を適切かつ効果的に推進するとともに、事業者、消費者としての立場から環境に配慮した活動を率先して実行します。

また、県民や事業者が自主的積極的に、環境保全活動に取り組める仕組みづくりを行います。

そして、これらの取組が、基本目標の実現に向けて寄与していることを確認し、必要に応じて取組の見直しを行うなど、この計画の適切な進行管理を行います。

さらに、市町村との連携を図るとともに、県民、事業者との協働を進めます。

市町村の役割

市町村は、基礎的自治体として県民や事業者と日常的に深い関わりを持つことから、地域に密着した環境づくりを進める上で、重要な役割を担っています。

このため、地域における各種環境計画の策定等によって、地域特性に応じた目標や事業の方向等を明らかにすることや、県との連携によって、県民や事業者の自主的積極的な取組を支援していくことなどが求められます。

事業者の役割

様々な事業活動によって生じる環境への負荷を低減する環境配慮型経営への転換を図り、新たなビジネスチャンスとして環境分野への参入を検討し、また、地域での環境保全活動に参加・協力するなど、自主的積極的な取組が求められます。

さらに、事業者同士の連携や、県民や行政との協働を進めることにより、社会の仕組みそのものを環境に配慮したものへ転換するなど、新しい環境の時代に向けた取組が求められます。

県民の役割

県民一人ひとりが生活様式を見直すことにより、日常生活に起因する環境への負荷を低減し、地域での環境保全活動に積極的に参加することが求められます。

さらに、県民同士の連携や行政や事業者との協働によって、新たな地域環境づくりを進めることが求められます。

5 環境の将来像

この計画の目指している基本目標は長期的な目標であり、平成22年(2010年)度までの計画期間は、この目標を達成するための第1ステップです。したがって、この計画を着実に実行するとともに、将来にわたって継続的に計画の見直しや改善を行い、長期的に取り組んでいく必要があります。

この計画が展望している21世紀において、豊かな環境が守られ、はぐくまれ、持続的に発展している県土の姿として、この計画が目指している環境像を次のように描きます。

緑豊かな山々からもたらされる清らかな水や心地よい大気に包まれ、四季が織りなす多様な環境の恵みを受けて、島根県民の暮らしが営まれている。

古代から受け継がれてきたかけがえのない自然が県民一人ひとりによって守られ、はぐくまれており、次の世代にも引き継がれていくことが、人々の誇りとなっている。

宍道湖、中海などの水辺や斐伊川、江の川、高津川などの清らかな水、多くの生き物をはぐくむ日本海や中国山地の山々、美しい景観を形づくる隠岐の島々は、県民に潤いと安らぎを与えてくれている。

地域においては、環境への配慮をしながら、交通や情報通信などの社会生活基盤が整備され、人や物の流れ、さらには情報の交流が促進されることなどにより、生き生きとした社会経済活動が展開されている。

人々の日常生活においては、省資源・省エネルギー活動や環境に配慮した商品の使用が進み、廃棄物や生活排水は適切に処理されている。また、企業においては地域に賦存するバイオマス等を利活用する新たな事業活動が営まれて、成熟した循環型社会が形成されるとともに地域が活性化している。

宍道湖・中海のラムサール条約湿地登録を契機に、各地域では古代より受け継がれている豊かな自然や景観の賢明な利用が進み、人々は自然と共生する島根への定住に喜びを覚えるようになっている。

島根の豊かな環境が将来にわたって守り、はぐくまれることにより、県外からも、単なる観光としてだけでなく、文化交流や歴史・自然を学ぶことなど、様々な目的をもって多くの人々が県内に集まり、また、それらの人々と地域の人々が交わることで地域の元気が生み出されている。

そして、さらに次の世代へ豊かな環境を引き継ぎ、持続的に発展できる社会を目指して地域づくりが続けられている。